

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会(以下「本会」という。)において、地域福祉を増進するための財源を確保するために、広報誌等を広告媒体として活用し、各事業所等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本会が発行する広報誌
- (2) 本会が所管するホームページ
- (3) その他会長が別に定めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治又は宗教に関係のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告、又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然予防及び、拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の健全育成、保護の観点から適切でないもの
- (7) 債権の取り立て示談引き受け等に関するもの
- (8) ギャンブルに関するもの
- (9) たばこに関するもの
- (10) 占い又は運勢判断に関するもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・厚生手続き中の事業者
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない事業者
- (14) 全各号に掲げるものの他、広告を掲載することが不適當であると会長が認めるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは広告媒体に掲載しない

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票に関するもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (6) 社会的に不適切なもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡散防止の観点から適切でないもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載条件、申し込み手続き等は別表のとおりとする。

(広告の募集)

第6条 広告募集は、広報誌及びホームページを利用し行うものし、広報掲載希望者は、広告掲載申込書(様式1号)により、郵送又はメールで申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は、第3条及び第4条の規定に基づき広報掲載の可否を決定し、広報掲載希望者に広告決定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

(広告の決定)

第8条 広告主は、掲載する広告原稿を広告主の責任及び負担で作成し、会長が指定する期日までに本会に提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令等に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断した場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取り消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを経ることなく、広告を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 各号に掲げるもののほか、ホームページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

(広告掲載の停止)

第11条 広告主は自分の都合により、本会ホームページへの広告掲載を停止することができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を停止するときは、広告主は様式第3号により会長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を停止した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第12条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容及びリンク先のホームページの内容、その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していることを、理事長に対して補償するものとする。

3 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(協議)

第 14 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会の判断に従うものとする。

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。